

キャリアアップ助成金

有期契約労働者、短時間労働者、派遣労働者といった、非正規雇用労働者の企業内でのキャリアアップ等を促進するため、正社員化、人材育成、処遇改善の取組を実施した事業主に対して助成する制度です。

助成内容		助成額 () は中小企業以外の額
正社員化コース	有期契約労働者を ・ 正規雇用労働者 ・ 多様な正社員 (※)に転換 または ・ 直接雇用 した場合 ※勤務地・職務限定、短時間正社員	① 有期→正規：1人当たり60万円(45万円) ② 有期→無期：1人当たり30万円(22.5万円) ③ 無期→正規：1人当たり30万円(22.5万円) ④ 有期→多様な正社員(※)：1人当たり40万円(30万円) ⑤ 無期→多様な正社員：1人当たり10万円(7.5万円) ⑥ 多様な正社員→正規：1人当たり20万円(15万円) ●派遣労働者を派遣先で正規雇用等として直接雇用する場合、母子家庭の母等又は父子家庭の父の場合、若者雇用促進法に基づく認定事業主が35歳未満の者を転換等した場合、勤務地・職務限定正社員制度を新たに規定した場合に加算があります。
人材育成コース	有期契約労働者等に ・ 一般職業訓練 (Off-JT) ・ 有期実習型訓練 (「ジョブカード」を活用したOff-JT+OJT) ・ 中長期的キャリア形成訓練 (専門的・実践的な教育訓練)(Off-JT)を行った場合	Off-JT (1人当たり) 賃金助成：1時間当たり800円(500円) 経費助成：一般職業訓練、有期実習型訓練→最大30万円(20万円)(実費を限度) 中長期的キャリア形成訓練(有期実習型訓練後に正規雇用等に転換された場合)→最大50万円(30万円) OJT (1人当たり) 実施助成：1時間当たり800円(700円)
処遇改善コース	有期契約労働者等に次のいずれかの取組を行った場合 ① すべて又は一部の基本給の賃金テーブルを改定し、2%以上増額させた場合 ② 正規雇用労働者との共通の処遇制度を導入・適用した場合 ③ 週所定労働時間を25時間未満から30時間以上に延長し社会保険を適用した場合	① 賃金テーブル改定 「すべての賃金テーブル改定」「雇用形態別、職種別等の賃金テーブル改定」により異なり、また対象労働者数によっても異なります。 例) すべての賃金テーブル改定で対象労働者数が5人→20万円(中小企業) ② 共通処遇推進制度 ・法定外の健康診断制度を新たに規定し4人以上実施：1事業所当たり40万円(30万円) ・共通の賃金テーブルの導入・適用：1事業所当たり60万円(45万円) ③ 短時間労働者の週所定労働時間を25時間未満から30時間以上に延長 ：1人当たり20万円(15万円)

＜受給までの流れ＞

助成金の活用にあたっては、事前に「キャリアアップ計画」(労働組合等の意見を聴いて作成)等を作成し、提出することが必要です。

